令和７年度２回諏訪医療圏地域医療構想調整会議	資料４
令和８年　　月　　日	

医療機関への支援策について

（国・県 補正予算関係事業）

事業・施策一覧

No.	事業名(施策名)	対象者・対象経費等	補助額	県予算額	所管部局
1	社会福祉施設等価格高騰対策支援事業	対象者：保険医療機関 （公立を除く）	病院・有床診療所： 10万円＋病床数×２万円 無床診療所：６万円	477,352千円 （医療分抜粋）	医療政策課
2	医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援	対象者：保健医療機関 賃上げ分：賃上げに要した経費 物価高騰分：対象経費なし	病院、有床診療所、診療所ごとに賃上げ分、物価高騰支援分を設定（別紙のとおり）	472,785千円 （有床・無床診療所分）	医療政策課 医師・看護人材確保対策課
3	施設整備促進支援事業	対象経費：Ｒ７年度に実施した基金事業、国庫補助事業の対象となる施設整備	（市場単価ー補助事業単価）×補助率	40,959千円	医療政策課 医師・看護人材確保対策課
4	福祉医療機構による優遇融資	対象者：病院、診療所等 対象要件：医療福祉機構にご確認ください	優遇融資を実施	―	医療福祉機構（厚労省）
5	福祉医療機構による資本性劣後ローン	対象者：民間病院 対象要件：医療福祉機構にご確認ください	資本性劣後ローン実施	―	医療福祉機構（厚労省）
6	医療分野における生産性向上に対する支援	対象者：病院 対象経費：業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入等に係る必要経費	１病院あたり１億円（上限）	640,000千円	医師・看護人材確保対策課
7	病床数の適正化に対する支援	対象者：病院、有床診療所	削減病床数×4,104千円 ※ 休床の場合は、2,052千円	―	厚生労働省
8	産科・小児科医療機関等に対する支援	対象者：分娩取扱施設、休日・夜間に小児の救急搬送を受入れる施設等	各区分で設定された単価による（別紙のとおり）	2月補正	疾病・感染症対策課
9	エネルギーコスト削減促進事業	対象経費：JIS規格の省エネ基準を満たす空調設備、LED照明設備、太陽光発電設備等	補助率：２／３以内 補助額：上限500万円 下限 50万円	576,880千円 （医療、介護等の合算額）	医療政策課

【 ○「医療・介護等支援パッケージ」（医療分野）】

施策名：医療・介護等支援パッケージ（医療分野）

令和7年度補正予算案　10,368億円

①　施策の目的

○経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

○また、現下の物価上昇を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進のための施設整備等が困難な医療機関に対する支援を実施する。

○さらに、物価上昇の影響を受けた医療機関の資金繰りを的確に支援するため、（独）福祉医療機構による優遇融資等を着実に実施する。

○賃上げを下支えし、人手不足にも対応するため、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入・活用などの生産性向上に率先して取り組む医療機関を支援する。

○病床数の適正化を進める医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取り組みを加速する観点から、地域の医療ニーズを踏まえ必要な支援を実施する。

○出生数減少等の影響を受けている産科施設や小児医療の拠点となる施設への支援も実施する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

ア　賃上げ・物価上昇に対する支援 【5,341億円（賃上げ1,536億円・物価上昇3,805億円】

イ　施設整備の促進に対する支援 【462億円】

ウ　（独）福祉医療機構による優遇融資等の実施
【804億円（優遇融資を行うための（独）福祉医療機構の財政基盤安定化等・資本性劣後ローンの融資財源】
※ 別途、優遇融資の融資財源は財投要求を行う

エ　医療分野における生産性向上に対する支援 【200億円】

オ　病床数の適正化に対する支援 【3,490億円】

カ　出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援【72億円】

④ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療従事者の賃上げ支援を実施することや物価上昇局面においても医療サービスを円滑に実施するための支援等を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【 ○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

※医療・介護等支援 パッケージ

令和7年度補正予算案　5,341億円

医政局医療経営支援課
（内線2640）
医薬局総務課
（内線4264）

施策名：ア　医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

①　施策の目的

医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

（交付額）　医療従事者の処遇改善支援、診療に必要な経費に係る物価上昇対策の合計
[補助率10/10]

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

Ⅰ　医療機関や薬局は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
Ⅱ　国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関や薬局に支給
Ⅲ　都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

※ 病院に対しては国からの直接執行を予定

⑤　施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療機関や薬局の処遇改善・物価上昇への支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【 ○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名：ア　医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【**交付額**】

＜病院＞

【基礎的支援】

1床あたり	**支援額**
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円（※）

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあっては３を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあっては、それぞれ１施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

1施設あたり	**救急車受入件数 1件以上1,000件未満**	**救急車受入件数 1,000件以上**	**救急車受入件数 2,000件以上**	**救急車受入件数 3,000件以上**	**救急車受入件数 5,000件以上**	**救急車受入件数 7,000件以上**
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	２億円

※１　三次救急病院にあっては救急車受入件数にかかわらず１億円を加算し、上記のうち１億円未満の加算は適用しない。
※２　別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

＜有床診療所＞

1床あたり	支援額
賃金	7.2万円
物価	1.3万円
合計	8.5万円

＜医科無床診療所・歯科診療所＞

1施設あたり	支援額	
	医科無床診療所	歯科診療所
賃金	15.0万円	15.0万円
物価	17.0万円	17.0万円
合計	32.0万円	32.0万円

＜保険薬局＞

1施設あたり	支援額（１法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分）		
	～５店舗	６～19店舗	20店舗～
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

＜訪問看護ＳＴ＞

1施設あたり	支援額
賃金	22.8万円
物価	（介護より）
合計	22.8万円

【 ○施設整備の促進に対する支援】

施策名：イ　施設整備促進支援事業

令和7年度補正予算案　462億円

※医療・介護等支援 パッケージ

医政局地域医療計画課
（内線2550）

①　施策の目的

- 現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関に対する支援を行うことにより、地域における地域医療構想を推進するとともに、救急医療・周産期医療体制を確保する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

- 医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費及び地域医療介護総合確保基金（Ⅰ－1）の交付対象となる新築、増改築等を行う医療機関に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分等の補助を行う。
（概要）整備計画を進めており、国庫補助事業の交付対象となる医療機関等を対象として、施設整備を進めるために必要な給付金等を支給する。
（交付額）（市場価格－補助事業単価）×国負担分相当

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【国が都道府県事業を支援する場合】

Ⅰ　医療機関は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
Ⅱ　国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関に支給
Ⅲ　都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【 ○福祉医療機構による優遇融資等の実施】

※医療・介護等支援パッケージ

令和7年度補正予算案　564億円

医政局医療経営支援課
（内線2672）

施策名：ウ　福祉医療機構による優遇融資への支援

①　施策の目的

物価高騰の影響を受けた医療機関等の資金繰りを支援するための無利子・無担保等の優遇融資を行う(独)福祉医療機構の体制を整備する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

優遇融資を実施する（独）福祉医療機構に対して、速やかな貸付の実行や適切な債権管理を行うための機構の財政基盤及び審査体制等の強化を図るための支援を行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

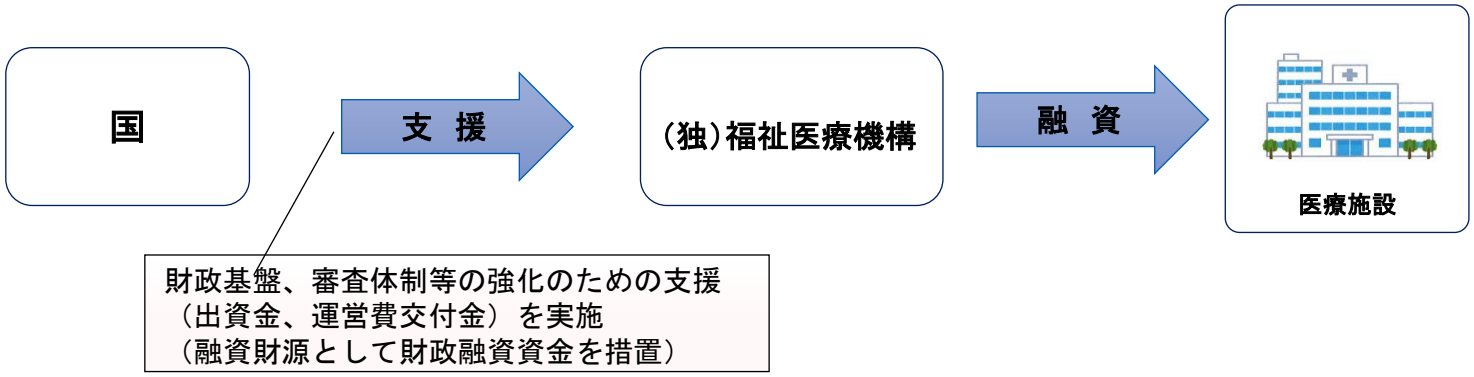

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

物価高騰の影響を受けた医療機関等が事業を継続できるよう資金繰り支援を行うことにより、地域の医療サービスの安定的な提供体制を確保する。

※医療・介護等支援 パッケージ

【 ○福祉医療機構による優遇融資等の実施】

令和7年度補正予算案　240億円

医政局医療経営支援課
（内線2606、2672）

施策名：ウ　福祉医療機構による資本性劣後ローンの創設

①　施策の目的

物価高騰の影響を受け、債務超過等により必要な新規融資を受けられなくなっている民間病院に対して資本性劣後ローンを実行する(独)福祉医療機構の融資体制を整備する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

（独）福祉医療機構の融資メニューに地域で必要な医療機能を有していながら、債務超過等により必要な新規融資が受けられなくなっている民間病院の財政状況を改善させ、民間金融機関からの融資再開につなげるための資本性劣後ローンを創設する。
必要な融資が実施されるよう、（独）福祉医療機構に対して融資財源の支援を行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

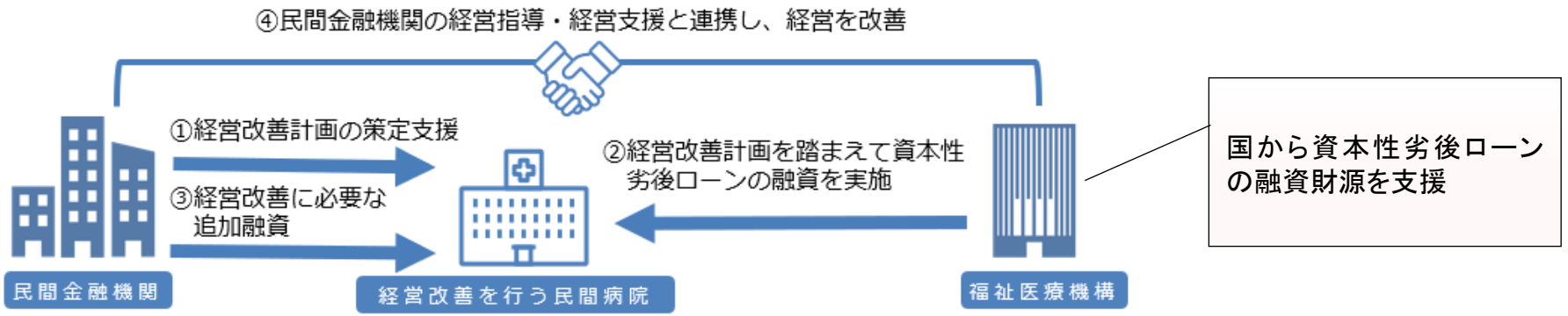

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

資本性劣後ローン融資により債務超過が解消し、財務（BS）が改善されるため、民間金融機関の融資が再開される。併せて民間金融機関と連携した経営改善を行うことで、地域医療の維持に寄与する。

※医療・介護等支援 パッケージ

【 ○生産性向上に対する支援】

施策名：エ　医療分野における生産性向上に対する支援

令和7年度補正予算案　200億円

医政局医療経営支援課
（内線2640）

①　施策の目的

業務効率化・職場環境改善に資する取組を支援し、医療分野の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げる。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

業務効率化・職場環境改善に関する目標値を設定し、進捗管理を行う「業務効率化推進委員会（仮称）」を設置し、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入等の取組を行う病院に対して必要経費を支援し、医療分野の生産性向上を図る。

交付額：１病院あたり１億円（上限）

【生産性向上に資する取組のイメージ】

○ ICT機器の導入による業務の効率化

・スマートフォンによるカルテ閲覧・情報共有、インカム、IWB等の導入　⇒　DX化による情報伝達の効率化

○ 取組を行う病院への医療勤務環境改善センターによるサポート体制強化

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

Ⅰ　医療機関は都道府県に交付申請し、都道府県は国に所要額を交付申請

Ⅱ　国は都道府県を通じて医療機関に所要額を交付決定（補助率4/5）し、都道府県が医療機関に交付

Ⅲ　医療機関は都道府県に実績報告（概ね3年後）

Ⅳ　都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤　施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

業務効率化・職場環境改善に取り組む病院への財政支援を行うことで、職場内の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げ、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【〇病床数の適正化に対する支援】

施策名：オ　病床数の適正化に対する支援

令和7年度補正予算案　3,490億円

※医療・介護等支援 パッケージ

医政局地域医療計画課
（内線4095、2665）

①　施策の目的

- 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	◯								

③　施策の概要

- 「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行う。
  （概要）　医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を対象として財政支援を行う。
  （交付対象・交付額）病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104千円／床（ただし、休床の場合は、2,052千円／床）

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（イメージ図）

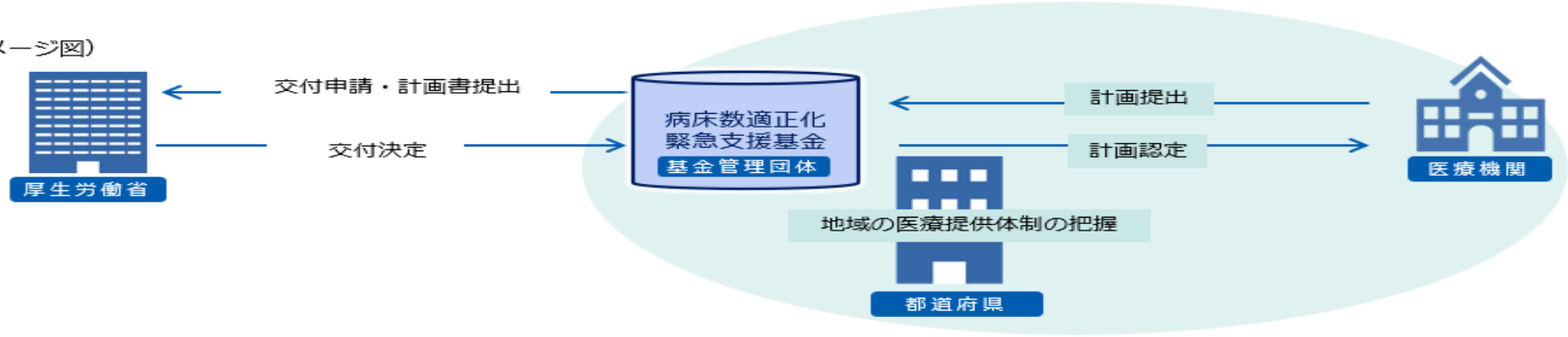

- 医療機関は基金管理団体等に計画提出を行う際に病床削減数を申請し、基金管理団体等が計画認定する
- 基金管理団体等は医療機関に所要額を支給する（１０／１０）

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。
人口減少等により不要となると推定される、約11万床(※)の一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情も踏まえ、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。

※一般病床及び療養病床の必要病床数を超える病床数約5万6千床並びに精神病床の基準病床数を超える病床数約5万3千床を合算した病床数（厚生労働省調べ）。
※約1.1万床については令和6年度補正予算による病床数適正化支援事業により措置済み。

【〇出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援】

施策名：カ　産科・小児科医療機関等に対する支援

令和7年度補正予算案　72億円

※医療・介護等支援 パッケージ

医政局地域医療計画課
（内線8048）

①　施策の目的

出生数や患者数の減少が進行するなかでも、地域でこどもを安心して生み育てることができる周産期医療及び小児医療体制を確保する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

- 地域で安心安全に出産できる体制確保に向けた取組を支援する。
- 地域で救急を含めた小児入院医療が実施できる体制確保に向けた取組を支援する。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

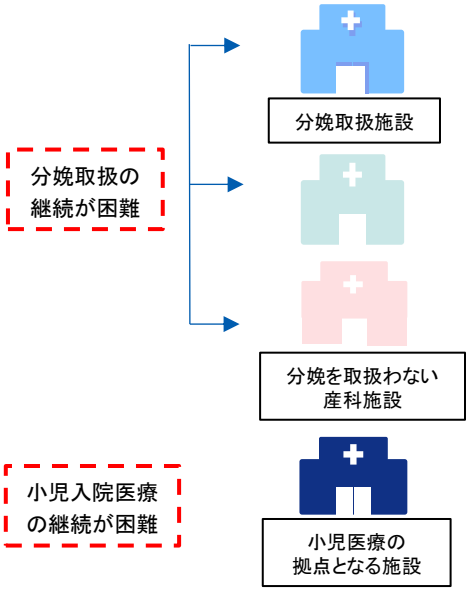

分娩取扱施設支援事業　実施主体：都道府県　補助先：病院、診療所、助産所

分娩数が減少している分娩取扱施設に対し、一定規模の分娩取扱を継続するための費用を支援する。
（補助単価）5,800千円～17,400千円/施設 【補助率：国1/2、事業者1/2】

地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）　実施主体：都道府県　補助先：病院、診療所

分娩取扱施設が少なく、当面集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための費用を支援する。
（補助単価）最大11,246千円/施設 【補助率：国1/2、都道府県1/2】

地域連携周産期支援事業（産科施設）　実施主体：都道府県　補助先：病院、診療所

妊婦健診等の産前・産後の診療を行い、近隣の分娩取扱施設との連携体制を構築している施設に対して、必要な施設整備、設備整備に係る費用を支援する。
（補助単価）施設整備：7,239千円/施設　設備整備：4,630千円/施設 【補助率：国1/2 、事業者1/2 】

小児医療施設支援事業　実施主体：都道府県　補助先：病院

休日夜間の入院を要する小児救急患者を受け入れるなど、地域に不可欠な小児医療の拠点となる機能を持つ病院に対して、体制整備に係る費用を支援する。
（補助単価）小児科部門の病床1床あたり210,400円～1,052千円 【補助率：国1/2 、事業者1/2 】

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

産科施設や小児科医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、施設の連携・集約化・重点化を含めた必要な支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることができる小児周産期医療体制の確保を図る。